みのお市民社会ビジョン21

自治体とNPOの新しい協働のあり方

【概要版】

2000年(平成12年)11月

箕面市非営利公益市民活動促進委員会

箕

面

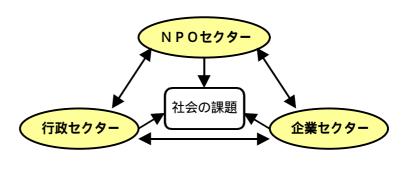
市

第1章 市民活動促進の理念

1 市民活動の概念

3つのセクター

*「NPOセクター」が 成長し、「行政セクタ ー」「企業セクター」 とともに、社会を構成 する重要な一員となり つつある。



- * N P O = Non-Profit Organization. 民間非営利組織
- *平成10年12月1日『特定非営利活動促進法』施行
- *平成11年10月1日『非営利公益市民活動促進条例』施行

「市民活動」とは何か

- * NPOに当てはまる組織の特徴
- A 正式に組織されていること
- B 民間であること
- C 利益配分をしないこと
- D 自己統治していること
- E 自発的であること

利益ではなく、使命実現を目的とする組織

NPO=箕面市では「非営利公益市民活動団体」

法人格の有無を問わず、ボランティア団体などの市民が主体的に社会貢献活動を行う民間の非営利団体

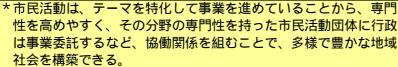
2 市民活動(NPOの活動)の特性

市民活動の長所

- (1) 個別対応の容易さ、温かさ、柔軟性
- (2) 多彩さ
- (3) 機動性
- (4) 効率性
- (5) 先駆性・開拓性
- (6) 先行ゆえのノウハウの蓄積、専門性

市民活動の弱点

- (1) 独善化を起こしやすい
- (2) マンネリ化の危険
- (3) 自発性パラドックス (がんばる人ほど疲れてしまう)
- (4) 財源面での貧弱さ
 -



*市民活動は、これまで行政が提供してきた領域に加えて、新たな 社会領域を開拓し、さらに行政を上回る機能性を発揮する可能性 を持っている。 * 長所が生かされ、 弱点を克服できる ような自立化支援 のための環境の整 備が必要である。



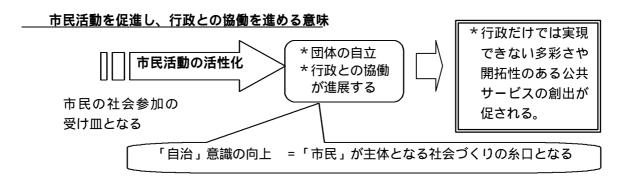
(自立化 (が進む



- 支援者と市民活動団体をつなぐ仕組み作り
- * 自立化支援のための講座や補助金制度の充実
- * 事業委託の推進



3 市民活動促進の原則と、行政と市民活動の関係



市民活動促進にあたっての原則

対等の原則(市民活動団体と行政は対等の立場に立つこと)

自主性確保と自立化推進の原則(市民活動の自主性確保を前提に自立化を促す方向で促進 策を進めること)

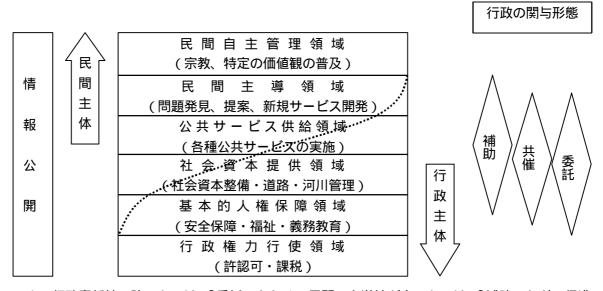
相互理解と相乗効果の原則(相互の特徴を理解し、目標を共有し、相乗効果を生み出すこと)

補完性の原則(市民が創造した公共サービスは、行政より優先させること)

公開の原則(協働にあたっては市民活動団体と行政の関係が公開されていること)

行政の担う領域と民間の担う領域の関係

* 行政の関わる領域と民間の関わる領域が明確に区別できる場合は少なく、量的な差はあるとはいえ、さまざまな関係を持ちつつ両者がともに関わっている場合が多い。

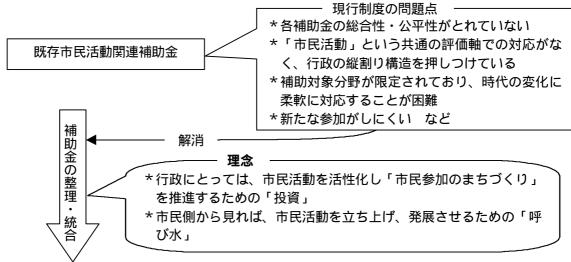


* 行政責任性の強いものは、「委託」となり、民間の主導性が高いものは、「補助」などの促進策がとられる。

第2章 市民活動の促進策

1 市民活動への補助金交付のあり方

市民活動全体を活発化させるための補助金の創設



非営利公益市民活動促進補助金の創設

- * 起業型補助金、NPOが実施するNPO支援活動に対する補助金制度の取り入れ
- * 既得権益化を招かない制度の取り入れ
- * 市民参加による審査機関、公開性を確保したプレゼンテーション形式等の取り入れ
- * 団体の自立化支援講座等との組み合わせや、補助事業報告会の開催 など

2 市民活動団体への事業委託のあり方

市民活動団体への事業委託を進める意味

- *専門性・効率性を持った市民活動団体との協働によって、行政のスリム化と公共サービスの高度化・多様化を促進する。
- *公共サービスの提供段階に市民活動団体の参画を図ることにより、多様なサービスの提供主体を生み出し、豊かな地域サービスを創出できる。
- *より市民に身近なところから、地域(市民)ニーズにあった公共サービスを市民の手によって提供できることになり、顔と顔の見え合う関係を構築し、地域コミュニティの再生が期待できる。

- NPOへの事業委託を進める意味

- * 公共サービス提供段階への市民参画を通じて「コミュニティ」の再生が進む。
- * 「市民分権」を進めるテコとなる。
- * 市民活動団体の機動性、効率性、専門性などを活かす。
- * 行政の代替機能を市民活動団体に蓄積する。
- * 市民活動団体の成長を期待した「投資」的意味がある。
- * 地域社会の発展が促せる。
- * 行政だけでは、実現できない多彩さや開拓性のある多様な公共サービスの創出により、豊かな地域社会を実現する。

市民活動団体へ事業委託を進めるための視点

市民活動団体への委託が可能な領域

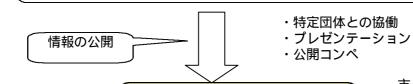
市民活動の特性や社会的意義から市民活動団体への委託を優先させるべき「市民参加領域」

- *「自分たちの住むまちを主体的に築いていこう」 という意識が醸成されるなど「市民参加型のまち づくり」への移行が見込める領域
- *元来、「市民活動」として自主的な展開を期待すべき領域(市民による組織づくりや市民運営で定着させていくべき領域)
- *新たな行政課題への対応(市民活動団体が先駆的に課題解決に取り組んできた領域)
- *新たな政策提言、公共サービスの創造が期待できる領域(企画公募などの方法により市民による新たな政策、施策の提案を受けられそうな領域)
- * 当該事業に関わる市民ニーズの把握 など

- 市 民 活 動 団 体 の 参 入 を 促 す 「 地 域 ニ ー ズ 対 応 領 域 」
- *地域(小・中学校区)に根ざしたサービス提供が 求められる領域
- *地域限定的な課題への対応で、当該地域の市民自身の関与が求められる領域
- *区画整理など特定のまちづくりに関する計画の 策定に関わる領域
- *(従来は十分に認識されていなかったが)市民活動団体の持つ専門性が活かされると考えられる領域



- *条例第10条に基づく登録市民活動団体の事業遂行能力の見極め
- *「まちづくりへの市民参加」が進むか否かの見極め
- *市民の満足度は高いか



事業委託の評 価システムの 構築が課題

市民活動団体への事業委託の実施を積極的に図っていく

市民活動団体の伸びやかな取り組みを阻害しないという基本的な認識が必要

|3 市民活動団体の公共施設利用のあり方 |

市民活動団体が利用しやすい公共施設利用環境の整備

- *施設利用の応益負担と、活発化のための減免施策のバランスが必要
- *市民活動団体が活動資金を確保するために行うバザーなどの収益事業の実施を当該団体の日常活動と同様に対応する
- *活動団体メンバーの善意だけに頼らないような場所の提供が必要
- *活動の活発化、安定化を進めるために継続的に占有利用できる場の確保が必要
- *既存施設・遊休施設の効率的・有効活用を図ることが必要

特権化しないような公正な審査体制

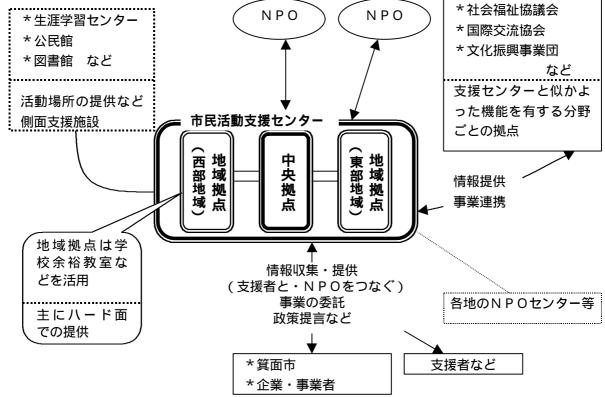
「事前登録制」などによる団体の公 益性の確認

地域における新しい活動拠点の形成

- * コミュニティセンターの活用
- * 学校余裕教室の活用

4 「市民活動支援センター」(仮称)の創設について

機能・事業・運営 一 運営主体 = 市民 *市民主体で、企業、行政の連携協働による運営 *公募市民を中心とした「設立準備会」が発展し運営主体とな」 など 市民活動支援センター 事 NPOの活性化と団体の ソフト面での支援事業 ハード面での支援事業 ・人材育成 ・会議室 自立を促す機能 ・能力アップ ・作業スペース ネットワークによる相乗 ・交流スペース ・ネットワーク 効果を生み出す機能 ・コーディネート ・情報発信スペース 仲介機関としての機能 ・事務所機能 ・相談 など ・情報関係 ・調査研究・政策提言 ・資金援助 など センターと活動分野 ・地域の拠点との連携等 * 社会福祉協議会 NPO NPO * 生涯学習センター *国際交流協会



|5 市民活動促進のためのその他の環境整備 |

(1) その他の資金支援策

- *負担金
- *資金融資
- *資金支援の財源 「公益信託」制度への展開(補助制度の運営に市民が直接的に関与でき る制度の創設)
- *税制度を活用した促進策
- *国・府への積極的な要望(税制改正など)

(2) 情報の提供

─ 現状

に参加することが できるように、その

条件の整備及び情

報の公開に努める

企画・プラン情報の提供

ものとする。

- *市民活動団体にとって有益な情報であっても外部からはその存在が分からない
- *行政情報は専門用語が多く、公開されていてもわかりにくいものとなっている

箕面市の目指す市民主体のまちづくりの実現

市民と行政情報を共有してこ

まちづくり理念条例 そ、まちづくりが推進される。 市民がまちづくり

市民参加条例

市民自らがまちづくり について考え、行動する ことができるよう市民 参加の機会の提供に努 めるとともに、市民参加 を円滑に推進するため の行政情報の公開に努 めなければならない。

極的な情報提供 基本的には、公開の度合い 情報の公開は、行政に対する市民(市民活 を高めていくことが必要 動団体)の的確な理解と批判を可能なもの の具体策の整備 とし、まちづくりの主体としての市民の責 わかりやすい情報提供 任ある意思形成を促進するものである。

市民活動団体が企画立案に携わるため 市民活動団体組織化の誘因 には、情報の公開が前提となる。

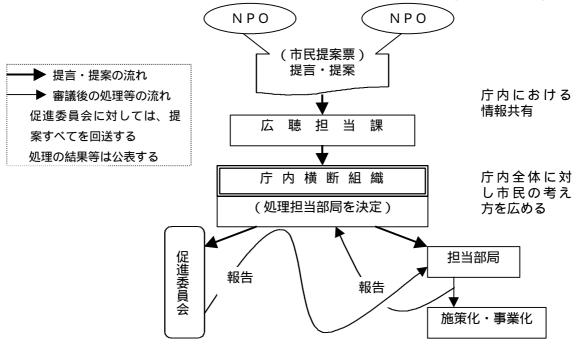
市民と行政の情報格差を縮め、共有化を図る



企画力を含む、市民の自治能力を高める大きなテコとなる

(3) 行政への意見提出後の取り扱いのルール

* 政策的な提案を行うための市民活動団体や、日常の具体的な活動に根ざした提案を行う市民活動団体が増え、これらを行政施策へ反映する仕組みが必要となる。(条例第11条)



(4) 市民活動促進につながる意識啓発と人材育成

- *学校教育課程における取り組み
 - ・子どもたちが自発的に社会活動に参加できるための工夫と、活動体験の受け入れ側となる施設や団体などとの連携が重要である。
- *生涯学習における取り組み
 - ・生涯学習センターなどで実施される講座やセミナーにおいて参加型・体験型の学習形態 を取り入れ、主体的な社会参加実践につながる仕組みが必要である。
 - ・市の職員研修などは、今日的なテーマを持ったものが多く、これらを広く市民が受講で きるようにするなど、学習チャンスを増やす必要がある。

(5) 市民活動促進のための行政組織

- * 各部局による市民活動の促進、市民活動との連携・協働の促進を全庁的に調整、推進する組織を構築することが緊急の課題
 - ・担当する部局は、より分野横断的な態勢とし、市民に分かりやすい名称にすべき である。
 - ・自治会など地縁的な団体も、NPOも、ともに同じ市民が組織する団体であることから、両者の担当部局を統合する検討の必要がある。
- *市民活動の「促進」「協働」の進展度を定期的にチェック
 - ・促進策のフォローアップレポートの発行など、定期的に促進策、協働策の整備充 実度を評価することも必要である。
- *職員に対する研修
 - ・市職員が市民活動の特性を理解し、市民活動と協働した施策展開の意味や方法を 理解するようにする必要がある。
 - ・市民活動の「空気」を理解するため、市民活動への参加奨励や市民活動団体との 相互の人材交流に取り組むことも必要である。

発行 箕面市 人権文化部 文化国際課

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1

TEL 0727(24)6179 FAX 0727(21)9907

E-mail bunka@maple.city.minoh.osaka.jp

ホームページ http://www2.city.minoh.osaka.jp/humanrights/

印刷物番号 12-39

古紙配合率 100%再生紙を使用しています